

# 山梨県公報

第二千八百六十三号

平成三十一年  
二月二十五日

月 曜 日

## 目次

告示

- 道路の区域変更……………四七
- 道路の供用開始(六件)……………四七
- 収入証紙売りさばき人の指定……………四八
- 特定計量器の定期検査の実施……………四九
- 換地計画の適当決定……………五一
- 山梨県指定有形文化財の指定……………五一
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五二

## 告示

### 山梨県告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
---	---	------	-------------	----------

### 山梨県告示第三十三号

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府南アルプス線	南アルプス市上今諏訪字今岡一七四一番七地先から南アルプス市上今諏訪字今岡一七四五番三地先まで		九九・二	平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲府市川三郷線	中央市山之神字居村三五六一番地先から中央市白井阿原字上河原五九番三地先まで		二五・一・三	平成三十一年二月二十八日

### 山梨県告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	市之蔵山梨線	山梨市上石森字上手原一七〇番一地从先から山梨市上石森字上手原一四三番一地从先まで	一〇〇・二	平成三十一年二月二十五日

**山梨県告示第三十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	笛吹市川三郷線	西八代郡市川三郷町下芦川字地蔵堂一〇番一地从先から西八代郡市川三郷町下芦川字地蔵堂一四七番一地从先まで	八八・〇	平成三十一年二月二十七日

**山梨県告示第三十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日

県道	折門古関線	南巨摩郡身延町瀬戸字白子一六五番一地从先から南巨摩郡身延町瀬戸字白子一六六番一地从先まで	一九・八	平成三十一年二月二十六日
----	-------	--	------	--------------

**山梨県告示第三十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十一年三月十八日まで一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日
一般国道	百三十九号	大月市七保町瀬戸字入川一七三五番一地从先から大月市七保町瀬戸字入川一七四三番一地从先まで	九二・六	平成三十一年二月二十五日

**山梨県告示第三十七号**

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により、山梨県収入証紙売りさばき人を次のとおり指定した。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

売りさばき場所	住所	氏名	指定年月日
都留市上谷六一九 一二十五 セブン イレブン都留文 大通り店	都留市田原三丁目 七番十二号	黒部 武彦	平成三十一年二月十二日

**公 告**

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、平成三十一年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。） 分銅及びおもり	平成三十一年四月十五日	午前十時から午後三時まで	J A南アルプス市八田共選所	南アルプス市	一般社団法人山梨県計量協会
	平成三十一年四月十六日	同	J A南アルプス市在家塚共選所	同	同
	平成三十一年四月十八日	同	J A南アルプス市飯野支所	同	同
	平成三十一年四月十九日	同	J A南アルプス市アグリガーデン北部	同	同
	平成三十一年四月二十二日	同	同	同	同
	平成三十一年四月二十三日	同	J A南アルプス市西野共選所	同	同
	平成三十一年	同	同	同	同

平成三十一年五月十日	午前十時から午後三時まで	J A南アルプス市櫛形共選所	同	同	同
平成三十一年五月十四日	同	昭和町中央公民館	昭和町	同	同
平成三十一年五月十六日	午前十一時から午後三時まで	丹波山村役場	丹波山村	同	同
平成三十一年五月十七日	同	小菅村役場	小菅村	同	同
平成三十一年五月二十日	午前十時半から午後三時まで	上野原市島田コミュニティセンター	上野原市（旧秋山村を除く）	同	同
同	午後一時半から午後三時まで	南アルプス市芦安交流促進センター	同	同	同
平成三十一年五月九日	午前十時から正午まで	J A南アルプス市三恵共選所	同	同	同
平成三十一年四月二十六日	同	南アルプス市役所甲西支所	同	同	同
四月二十五日					



の休日を含める条例に定める県の休日を除く。）	十九条第一項各号のいづれかに該当する場合に限る。）		
------------------------	---------------------------	--	--

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 換地計画の適当決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、北杜市長から認可申請のあった農業基盤整備促進事業（箕輪地区箕輪工区）の換地計画を適当と決定したので、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求することができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十一年二月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 換地計画書の写し
- 二 縦覧期間 平成三十一年二月二十六日から同年三月二十六日まで
- 三 縦覧場所 北杜市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から同年四月十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から同年八月二十五日まで

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定により、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県教育委員会

教育長 市 川 満

有形文化財の部  
建造物

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
浅間神社本殿 附 棟札二枚	一棟	桁行三間、梁間二間、三間社流造、向拝三間、檜皮葺桁行 柱真々四・三八メートル、梁間 身舎柱真々二・五六メートル、同 背面身舎柱より向拝柱まで真々四・二六メートル、円柱径一八・五センチメートル 棟札（本殿慶長八年造立棟札） 総高四四・三センチメートル、肩高四二・〇センチメートル、上幅一八・一センチメートル、下幅一九・一センチメートル、厚さ二・一センチメートル、尖頭釘穴一	浅間神社	南都留郡忍野村忍草四五六番地	南都留郡忍野村忍草四五六番地

歴史資料

名称	郷民擁護碑 及び丸山之碑	員数	二基	構造及び形式	郷民擁護碑 高さ一〇九センチメートル、幅五五センチメートル(上)、七三センチメートル(中)、五五センチメートル(下)、厚さ三四センチメートル(最厚)、一八センチメートル(最薄)、安山岩製丸山之碑 高さ一八一センチメートル(最長部)、幅九六センチメートル(上)、一〇九センチメートル(中)、七〇センチメートル(下)、厚さ二五センチメートル(最厚)、一六センチメートル(最薄)、安山	所有者	山梨県	所有者の住所	甲府市丸の内一丁目六番一 号	所在の場所	甲府市下曾根町字山本 記の丘・曾根丘陵公園 内)
----	-----------------	----	----	--------	---	-----	-----	--------	-------------------	-------	--------------------------------

公安委員会

山梨県公安委員会告示第十八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成三十一年二月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一中

二二五	斐崎市藤井町駒井二、七四七番地先(国道一四一号と市道との丁字路交差点)	駒井南	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
-----	-------------------------------------	-----	----------------------

二二五	斐崎市藤井町駒井二、七四七番地先(国道一四一号と市道との丁字路交差点)	駒井南	平成三〇年一月五日 告示第一三八号
二二六	甲斐市大下条一、六〇六番地一先(市道同士の十字路交差点)	竜王駅北	平成三一年二月二五日 告示第一八号

を  
に改める。  
別表第四の五二五の項を次のように改める。

五二五	削除	南甲府	平成三一年二月二五日 告示第一八号
-----	----	-----	----------------------

岩製

別表第四の五二二の項を次のように改める。

五二二	国道一〇号(西関東道路・オフレック)	山梨市上岩下三番地先(上り上岩下)から山梨市上岩下三番地先(上り上岩下)まで(二四〇メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	--------------------	---	----	---------------------	----	------------------------

別表第四の五二二の項を次のように改める。

五二二	国道一〇号(西関東道路・オフレック)	山梨市上岩下三番地先(上り上岩下)から山梨市上岩下三番地先(上り上岩下)まで(二七メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	--------------------	--	----	---------------------	----	------------------------

別表第四の五二三の項を次のように改める。

五二三	国道一〇号(西関東道路・オフレック)	山梨市上岩下二番地先(上り上岩下)から山梨市上岩下二番地先(上り上岩下)まで(二六〇メートル)	車両	車両進行 西から東 へ終日	日下	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	--------------------	---	----	---------------------	----	------------------------

別表第四の五二四の項を次のように改める。

五二四	国道一〇号(西関東道路・オフレック)	山梨市上岩下二番地先(上り上岩下)から山梨市上岩下二番地先(上り上岩下)まで(二四〇メートル)	車両	車両進行 東から西 へ終日	日下	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	--------------------	---	----	---------------------	----	------------------------

別表第四の六一四の項の次に次のように加える。

六一五	主要地方道川甲線	中央市白井阿原六二番地先(主要地方道川甲線)から中央市白井阿原一七番地先(主要地方道川甲線)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	----------	---	----	---------------------	-----	------------------------

六一六	主要地方道川甲線	中央市山之神三、五番地先(主要地方道川甲線)から中央市白井阿原一七番地先(主要地方道川甲線)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	----------	---	----	---------------------	-----	------------------------

別表第四の六一七の項の次に次のように加える。

六一七	市道	中央市白井阿原六二番地先(市道)から中央市白井阿原一七番地先(市道)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 南から北 へ終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	----	---	----	---------------------	-----	------------------------

別表第五の二七五の項の次に次のように加える。

六一八	市道	中央市山之神三、五番地先(市道)から中央市白井阿原一七番地先(市道)まで(三三〇メートル)	車両	車両進行 北から南 へ終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
-----	----	---	----	---------------------	-----	------------------------

二七六	市道	中央市白井阿原二番地三先(市道)同士の十字路交差点	東進する車両	終日	南甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-----	----	---------------------------	--------	----	-----	--------------------

別表第六の五〇〇の項を次のように改める。

五〇〇	国道一四〇号(西関)	山梨市上岩下二九二番地先(下り上岩下オンランプ終点部)	西進する車両	終日	日下部	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-----	------------	-----------------------------	--------	----	-----	--------------------

別表第六の五〇一の項を次のように改める。

五〇一	国道一四〇号(西関)東連絡(オンランプ)	山梨市上岩下一三七番地先(上り上岩下オンランプ終点部)	東進する車両	終日	日下部	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-----	----------------------	-----------------------------	--------	----	-----	--------------------

別表第六の五七九の項の次に次のように加える。

五八〇	市道	中央市白井阿原二番地一先(市道)同士の十字路交差点	西進する車両	終日	南甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
五八一	主要地方道甲府市川三郷線	中央市白井阿原一、五七七番地先(主要地方道)府市川三郷線(富西通線と市道田富西通線との合流部)	北進する車両	終日	南甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号

別表第九の一三の項を次のように改める。

一三	削除				富士吉田	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
----	----	--	--	--	------	--------------------

別表第九の一六の項を次のように改める。

一六	削除				富士吉田	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
----	----	--	--	--	------	--------------------

別表第十の一九の項を次のように改める。

一九	主要地方道甲府市横根町五六九番地先	甲府市横根町五六九番地先	一	甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
----	-------------------	--------------	---	----	--------------------

別表第十の三、四〇七の項を次のように改める。

三、四〇七	市道	甲府市千塚五丁目四番一、二番一先	二	甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-------	----	------------------	---	----	--------------------

別表第十の四、二五二の項を次のように改める。

四、二五二	市道	甲斐市大下条一、六〇六番地一先	四	斐崎	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-------	----	-----------------	---	----	--------------------

別表第十の五、二六二の項を次のように改める。

五、二六二	主要地方道甲府市中央右左口線	中央市乙黒七六二番地一先	三	南甲府	平成三十一年二月二十五日告示第一八号
-------	----------------	--------------	---	-----	--------------------

別表第十の五、四九一の項を次のように改める。



一、七 六二	市道	一、五七七番地 八先(市道田富 西通り線)上り線 一方通行出口)まで	二二〇	車両(原付・ けん引・ けん引)	四〇	南甲府	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
-----------	----	---	-----	------------------------	----	-----	------------------------

別表第十六の九、三四三の項を次のように改める。

九、三四三	削除		南甲府			南甲府	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
-------	----	--	-----	--	--	-----	------------------------

別表第十六の九、六三六の項を次のように改める。

九、六三六	削除		南甲府			南甲府	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
-------	----	--	-----	--	--	-----	------------------------

別表第十六の一、一五三の項を次のように改める。

一一、一五三	国道一〇号(西関東連絡路・上り上岩下オプランド部)	山梨市上岩下三〇六番地先(東進車両)	日下部			日下部	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	---------------------------	--------------------	-----	--	--	-----	------------------------

別表第十六の一、一五四の項を次のように改める。

一一、一五四	国道一〇号(西関東連絡路・上り上岩下オプランド部)	山梨市上岩下一九三番地先(西進車両)	日下部			日下部	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	---------------------------	--------------------	-----	--	--	-----	------------------------

別表第十六の一、一八二の項を次のように改める。

一一、一八二	削除		北杜			北杜	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	--	----	--	--	----	------------------------

別表第十六の一、九一七の項を次のように改める。

一一、九一七	削除		富士吉田			富士吉田	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	--	------	--	--	------	------------------------

別表第十六の一、九五八の項を次のように改める。

一一、九五八	削除		北杜			北杜	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	--	----	--	--	----	------------------------

別表第十六の一、九五九の項を次のように改める。

一一、九五九	削除		北杜			北杜	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	--	----	--	--	----	------------------------

別表第十六の一、九六〇の項を次のように改める。

一一、九六〇	削除		北杜			北杜	平成三十二年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	--	----	--	--	----	------------------------

別表第十六の一、九七二の項の次に次のように加える。

一一、九七二	農道	北杜市長坂町大八田二、七六の七番地一〇先(農道と市道との十字路交差点・西進車両)	北杜	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
一一、九七三	農道	北杜市長坂町大八田二、七六の七番地四先(農道と市道との十字路交差点・東進車両)	北杜	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
一一、九七四	町道	南巨摩郡富士川町青柳町四三番地先(主要地方道斐崎南アルプス富士川線と町道との十字路交差点・東進車両)	鯉沢	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
一一、九七五	町道	西八代郡市川三郷町上野二、六九七番地先(町道同士の十字路交差点・西進車両)	鯉沢	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
一一、九七六	市道	山梨市上神内川一九四番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	日下部	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号

別表第十七の一、四〇一の項の次に次のように加える。

一一、四〇二	主要地方道 三府市川線	中央市山之神三、五六〇番地先(主要地方道甲府市川線)から中央市白井阿原六二番地一先(主要地方道甲府市川線)まで	車両	終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
一一、四〇三	市道	中央市白井阿	車両	終日	南甲	平成三一

府

一一、四〇四	市道	中央市山之神三、五六〇番地先(主要地方道甲府市川線)から中央市白井阿原六二番地一先(主要地方道甲府市川線)まで	車両	終日	府南甲	平成三十一年二月二十五日 告示第一八号
--------	----	---	----	----	-----	------------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 株サニチ印刷 甲府市北口二丁目六番